

# 鹿児島県後期高齢者医療広域連合聴聞手続規則

平成19年7月18日

規則第22号

(趣旨等)

第1条 この規則は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）

及び鹿児島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例（平成19年条例第20号）の規定に基づき行う聴聞の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 聴聞の手続に関しこの規則に規定する事項について、他の法令（広域連合の条例及び規則並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により広域連合に適用があるものとされる鹿児島県の条例及び規則を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 当事者 法第16条第1項又は鹿児島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例（以下「条例」という。）第17条第1項に規定する当事者をいう。

(2) 参加人 法第17条第2項又は条例第18条第2項に規定する参加人をいう。

(3) 関係人 法第17条第1項又は条例第18条第1項に規定する関係人をいう。

(4) 主宰者 法第19条第1項又は条例第20条第1項の規定により聴聞を主宰する者をいう。

(5) 補佐人 法第20条第3項又は条例第21条第3項に規定する補佐人をいう。

(聴聞の期日の変更)

第3条 当事者は、やむを得ない理由がある場合には、広域連合長に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。

2 前項の規定による申出は、聴聞期日変更申出書（様式第1号）により、行

わなければならない。

3 広域連合長は、第1項の規定による申出により、又は職権により、聴聞の期日を変更することができる。

4 広域連合長は、前項の規定により聴聞の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（その時までに法第17条第1項若しくは条例第18条第1項の求めを受諾し、又は法第17条第1項若しくは条例第18条第1項の許可を受けている者に限る。）に通知するものとする。

（関係人の参加許可の手続）

第4条 法第17条第1項又は条例第18条第1項の規定による許可の申請をしようとする関係人は、聴聞の期日の7日前までに、参加人許可申請書（様式第2号）を主宰者に提出しなければならない。

2 主宰者は、法第17条第1項又は条例第18条第1項の規定による許可をし、又は許可をしなかったときは、速やかに、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（文書等の閲覧の手続）

第5条 法第18条第1項又は条例第19条第1項の規定による閲覧を求めようとする当事者又は当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条において「当事者等」という。）は、文書等閲覧請求書（様式第3号）を広域連合長に提出しなければならない。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

2 広域連合長は、文書等の閲覧を認める決定をしたときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。この場合において、広域連合長は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないように配慮するものとする。

3 広域連合長は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の求めがあった場合に、当該審理において閲覧させることができないとき（法第18条第1項後段又は条例第19条第1項後段の規定による拒否の場合を除く。）は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知するものとする。この場合において、主宰者は、法第22条第1項又は条例第2

3 条第 1 項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

(主宰者の指名の手續)

第 6 条 法第 19 条第 1 項又は条例第 20 条第 1 項の規定による主宰者の指名は、広域連合長が、法第 15 条第 1 項又は条例第 16 条第 1 項の規定による聴聞の通知の時までに行うものとする。

2 主宰者が法第 19 条第 2 項各号又は条例第 20 条第 2 項各号のいずれかに該当するに至ったときは、広域連合長は、速やかに、新たな主宰者を指名するものとする。

(補佐人の出頭許可の手續)

第 7 条 法第 20 条第 3 項又は条例第 21 条第 3 項の規定による許可の申請については、当事者又は参加人は、聴聞の期日の 4 日前までに、補佐人出頭許可申請書(様式第 4 号)を主宰者に提出しなければならない。ただし、法第 22 条第 2 項(法第 25 条後段において準用する場合を含む。)又は条例第 23 条第 2 項(条例第 26 条後段において準用する場合を含む。)の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

2 主宰者は、補佐人の出頭を許可したときは、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に通知するものとする。

3 補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、自ら陳述したものとみなす。

(聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持)

第 8 条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理の秩序を維持するため、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適当な措置を執ることができる。

(聴聞の期日における審理の公開)

第 9 条 広域連合長は、法第 20 条第 6 項又は条例第 21 条第 6 項の規定によ

り聴聞の期日における審理の公開を相当と認めたとき、又は法令の規定により聴聞の期日における審理を公開すべきときは、聴聞の期日及び場所を告示するものとする。この場合において、広域連合長は、当事者及び参加人（その時まで法第17条第1項若しくは条例第18条第1項の求めを受諾し、又は法第17条第1項若しくは条例第18条第1項の許可を受けている者に限る。）に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

（陳述書の提出の方法）

第10条 法第21条第1項又は条例第22条第1項の規定による陳述書の提出は、陳述書（様式第5号）により行うものとする。

（聴聞調書及び報告書）

第11条 法第24条第1項又は条例第25条第1項の調書は、聴聞調書（様式第6号）によるものとし、主宰者が記名押印するものとする。

2 聴聞調書には、書面、図画、写真その他主宰者が相当と認めるものを添付して、調書の一部とすることができる。

3 法第24条第3項又は条例第25条第3項の報告書は、聴聞結果報告書（様式第7号）によるものとし、主宰者が記名押印するものとする。

（聴聞調書及び報告書の閲覧の手続）

第12条 法第24条第4項又は条例第25条第4項の規定による閲覧の求めをしようとする当事者又は参加人は、聴聞調書等閲覧請求書（様式第8号）を、聴聞の終結前にあつては主宰者に、聴聞の終結後にあつては広域連合長に提出しなければならない。

2 主宰者又は広域連合長は、法第24条第4項又は条例第25条第4項の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知するものとする。

（雑則）

第13条 この規則に定めるもののほか、聴聞の手続等に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

|   |  |
|---|--|
| 年 月 日   |  |
| 鹿児島県後期高齢者医療広域連合長 殿                                    |  |
| 住所  |  |
| 氏名 印  |  |
| 聴聞期日変更申出書   |  |
| 年 月 日 において行われる聴聞の期日については、下記のとおりやむを得ない理由があるので変更を申し出ます。 |  |
| 記   |  |
| 聴聞の件名   |  |
| 理由  |  |

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付してください。

様式第2号（第4条関係）

|  |    |
|--|----|
| 年 月 日                                    |    |
| 殿  |    |
| 住所                                       |    |
| 氏名 印                                     |    |
| 参加人許可申請書                                 |    |
| 年 月 日 において行われる聴聞に関する手続に<br>参加したいので申請します。 |    |
| 記  |    |
| 聴聞の件名                                    |    |
| 年齢                                       | 歳  |
| 連絡先                                      | 電話 |
| 聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明               |    |

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長 殿

住所

氏名

印

文書等閲覧請求書

年 月 日 において行われる聴聞に関し、下記の標  
目に係る資料の閲覧を求めます。

記

|                        |  |
|------------------------|--|
| 聴聞の件名                  |  |
| 閲覧をしよう<br>とする資料の<br>標目 |  |

様式第4号（第7条関係）

|   |      |
|---|------|
| 年 月 日   |      |
| 殿   |      |
| 住所  |      |
| 氏名 印  |      |
| 補佐人出頭許可申請書                                    |      |
| 年 月 日 において行われる聴聞については、下記の補佐人とともに出頭したいので申請します。 |      |
| 記   |      |
| 聴聞の件名   |      |
| 住所  |      |
| 氏名  | ( 歳) |
| 当事者又は参加人との関係                                  |      |
| 補佐する事項  |      |

様式第5号（第10条関係）

|                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| 年 月 日                                 |  |
| 殿                                     |  |
| 住所                                    |  |
| 氏名                                    |  |
| 印                                     |  |
| 陳 述 書                                 |  |
| の規定により、聴聞の期日への出頭に代え陳述書を提出します。         |  |
| 記                                     |  |
| 聴聞の件名                                 |  |
| 聴聞に係る不利益処分の原因となる事実<br>その他事案の内容についての意見 |  |

様式第6号（第11条関係）

（表）

|   |  |
|---|--|
| 第 号<br>年 月 日  |  |
| 聴 聞 調 書   |  |
| 主宰者 職名<br>氏名  |  |
| 印   |  |
| 聴聞の件名   |  |
| 聴聞の期日及び場所   |  |
| 当事者の住所及び氏名<br>（代理人・補佐人の住所<br>及び氏名）  |  |
| 参加人の住所及び氏名<br>（代理人・補佐人の住所<br>及び氏名）  |  |
| 参考人の住所及び氏名  |  |
| 聴聞の期日に出頭しな<br>かった当事者（代理人）<br>の住所及び氏名並びに<br>出頭しなかったこと<br>につき正当な理由がある<br>かどうかの旨 |  |

(裏)

|                        |  |
|------------------------|--|
| 職員の職名及び氏名              |  |
| 職員の説明の要旨               |  |
| 当事者・参加人・代理人・補佐人・参考人の陳述 |  |
| 証拠書類等の標目               |  |
| その他参考となるべき事項           |  |

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付してください。
- 2 不要の欄は、斜線を引いてください。

様式第7号（第11条関係）

|  |  |
|--|--|
| 第 号<br>年 月 日                               |  |
| 殿  |  |
| 主宰者 職名<br>氏名 印                             |  |
| 聴聞結果報告書                                    |  |
| 聴聞通知書（ 年 月 日付け 第 号）に係る聴聞を終結したのでその結果を報告します。 |  |
| 聴聞の件名                                      |  |
| 意見   |  |
| 聴聞に係る事案に対する当事者及び参加人の主張                     |  |
| 理由   |  |

様式第8号（第12条関係）

|   |  |
|---|--|
| 年 月 日                                       |  |
| 殿   |  |
| 住所  |  |
| 氏名 印  |  |
| 聴聞調書等閲覧請求書                                  |  |
| 年 月 日 において行われた聴聞に関し、下記の標<br>目に係る資料の閲覧を求めます。 |  |
| 記   |  |
| 聴聞の件名                                       |  |
| 閲覧をしようと<br>する調書又は報<br>告書の別                  |  |